

特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>



## 放置していると危険!?

### “持ち帰り残業”で労災認定！ 企業も対策が必要に！

◆英会話学校講師の女性が自殺

2011 年に英会話学校講師の女性が自殺したのは、自宅で長時間労働を行った「持ち帰り残業」が原因であったとして、金沢労働基準監督署が労災認定しました。

持ち帰り残業については自宅での作業実態の把握が困難なため、労災認定されたのは異例のことのようです。

ただ、本件では、メールや関係者の話から、女性は英単語を説明するイラストを描いた「単語カード」を業務命令により 2,000 枚以上自宅で作成しており、監督署は、実際に単語カードを作成して時間を計測し、自宅で月 80 時間程度の残業をしていたと結論付けました。

これにより、会社での残業時間と合わせると恒常的に月 100 時間程度の時間外労働があり、さらに上司からの叱咤による心理的負担によりうつ病を発症したとして、労災を認定したというもの

です。

◆持ち帰り残業は労働時間に含まれる？

原則、会社が承認していない持ち帰り残業は労働時間には含まれません。

労働者が自己の判断で仕事をもち帰って自宅で残業している場合、会社はその実態を把握できないため、持ち帰り残業は基本的に会社の指揮命令下にはないものとして労働時間であるとは判断しないのです。

ただ、持ち帰り残業が上司の明確な指示に基づいて行われている場合は、それに要した時間は、当然に労働時間に含まれることになります。

また、通常の労働時間では処理できないような業務量を指示していたり、持ち帰り残業を黙認したりしていた場合などは、事実上の指揮命令があったとして労働時間と判断される可能性があることに留意する必要があります。

◆企業には様々なリスクが！

持ち帰り残業は、労災認定される可能性や残業代を請求される可能性はもちろんですが、情報漏えいの危険性

もあります。

企業としては、「持ち帰り残業を原則禁止する」、「どうしても必要な場合は本人に事前申請させる」、「情報漏えい対策を講じる」などのルール作りが必要となるでしょう。

### 企業の暴力団排除の取組みと契約解除による訴訟リスク

◆「反社会勢力」排除意識の高まり

暴力団排除を進める警察関連団体に、企業からの照会が増えているそうです。

契約先が暴力団関係者となつてつながりがないかなどをチェックするため、仮に暴力団関係者との取引が発覚すればトップの責任問題に発展するおそれもあることから、企業は必死のようです。

昨年 10 月から今年 8 月までの照会件数は 8,087 件と前年同期と比べ 49% 増となっており、業種も金融業だけでなく、全業種で反暴力団排除の意識が強まっているようです。

◆情報提供には限界も！

警察が提供するの原則、組員や脱退後 5 年以内の元

組員の情報だけです。

上記の照会先では、密接交際者、関連企業など、独自に収集した情報も提供しているそうです。

ただ、企業の暴力団排除が厳しくなるにつれ、排除逃れの「偽装離脱」など、形だけ脱退して活動し続ける者も出てきているようで、情報提供には限界があるというのが現状のようです。

◆契約解除で訴訟リスクも!?

大企業の多くは、取引先との契約には「暴力団排除条項」を入れるなどの対策をとっています。しかし、契約の相手方から、不当な契約解除だとして損害賠償請求訴訟を起こされると、暴力団排除条項違反を立証する責任は企業側にあります。

警察からの情報で暴力団関係者であることが明白である場合などは問題ありませんが、密接交際者、関連企業などの情報は反論する際の証明力は弱いとの指摘もあり、法的なリスクを伴うケースも出てきます。

このため、そのような際には、実際には代金の未払いや納期遅れなど他のことを理由にしたり、契約期間の満了時に取引を中止したりすることも選択肢に入れ、対応することになるようです。

### 平成 26 年分の年末調整で注意したい改正ポイント

◆今年気をつけるべきポイントは？

今年の年末調整では、申請様式や税法そのものの大きな改正はありませんが、国民年金法の改正により、4 月 1 日から保険料を 2 年分前納できるようになったことを受け、この前納制度を利用した場合の社会保険料控除の方法を押さえておく必要があります。

また、10 月 20 日から、自転車・マイカー通勤している人の通勤手当の非課税制度が改正され、4 月 1 日以降に支給した通勤手当について精算が必要となりますので、注意が必要です。

◆2 年前納した保険料の社会保険料控除

前納制度を利用した場合、納付した 35 万 5,280 円全額が控除対象となり、(1) 納付した保険料全額を納めた年に控除する方法、(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれかを選択して申告します。

(2) による場合、日本年金機構から送付される社会保険料控除証明書の外に「社会

保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」を作成し、併せて提出する必要があります。

この明細書は日本年金機構のホームページからダウンロードでき、年金事務所に申し出て入手することもできます。また、この場合、平成 28 年 3 月分までの保険料を納付することとなり、3 年にわたって分割して控除を受けることとなりますので注意が必要です。

◆通勤手当の非課税限度額の改正

10 月 20 日より自転車・マイカーを利用して通勤している人の通勤手当の非課税限度額が引き上げられ、4 月 1 日以降に支給した分から適用されることとなったため、対象者の課税額を年末調整の際に精算する必要があります。

また、年の途中で退職した人については、すでに源泉徴収票を交付済みで、これらの人は確定申告によって精算することとなりますが、4 月 1 日以降に支給した通勤手当がある場合、改正後の非課税限度額に基づいて「支払金額」を訂正し、再度源泉徴収票を作成のうえ摘要欄に「再交付」と表示して再交付する必要がありますので、注意が必要です。

